#### 2024年4月の検針未実施に伴う対応について

この度、ガス使用量の検針を行っている東京ガスネットワーク株式会社(以下、「導管事業者」といいます。)より、2024年4月2日から5日の期間にシステムに不具合が発生し、当該期間での検針が一部実施できなかったこと、検針が未実施の場合は、2024年3月使用量に一定の係数を乗じた値を2024年4月使用量(以下、「推定使用量」といいます。)とするとの連絡がありました。

このため、弊社から対象となるお客さまへの 2024 年 4 月検針に基づく、2024 年 5 月分のガス料金につきましては、導管事業者から提供される推定使用量にて算定のうえ、ご請求させていただきます。

なお、システムの不具合は既に解消されていることから、2024年5月検針は通常どおり導管事業者が実施する予定となりますので、2024年6月分のガス料金につきましては5月の検針結果に基づきご請求させていただきます。

また、2024年5月検針の結果、推定使用量が過大であることが確認された場合は、2024年7月 分以降の料金にて精算させていただきますが、2024年7月分のご請求までにガス需給契約を解約される場合は、解約日までの料金にて精算させていただきます。

本事象により2024年4月使用量が推定となったお客さまには書面にて個別にお知らせいたします。

お客さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

《お問合せ先》

株式会社エネアーク関東 経営企画部

TEL: 03-4233-8238

平日 9 時~17 時

### 【4月分及び5月分の使用量算定方法】

### 4月 推定使用量

2024 年 3 月使用量×0.9<sup>※</sup> (小数点第 1 位で切り捨て)

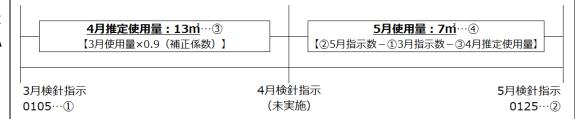
2024 年 3 月ガス使用量(実績)が 0 ㎡ または弊社とご契約後、4 月に初めて検針を行う お客さまは、4 月推定使用量は 0 ㎡ となります。

※3月より使用量が減少する傾向を踏まえ、導管事業者にて係数を 0.9 と設定しています。

5 月検針指示(②)から 3 月検針(①)を差し引いた値から、4 月推定使用量(③)を差し引いた値を 5 月使用量(④)といたします。

例) 3月使用量 15 ㎡、3月検針指示 0105、5月検針指示 0125 の場合

## 5 月使用量パターン A



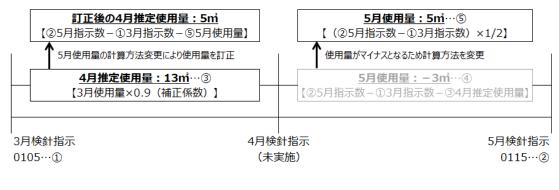
「エネアーク関東 ガス取次供給基本約款要綱 14.使用量の算定(4)」に基づく算定となります。

パターンAの計算の結果、5月使用量(④)がマイナスとなる場合は、以下の手順で算定を行います。

- 1. 5月検針指示(②)から、3月検針(①)を差し引いた値に、1/2(50%)を乗じた値(小数点第1位で切り上げ)を5月使用量(⑤)とします。
- 2. 5月検針指示(②)から、3月検針(①)を差し引いた値から5月使用量(⑤)を差し引いた値を、訂正後の4月推定使用量といたします。なおこの場合は、4月推定使用量に基づく料金は再計算を行い、過大となっていた料金は(③)2024年7月分以降の料金にて精算\*いたします。
  - ※2024 年 7 月分のご請求までにガス需給契約を解約された場合は、解約日までの料金にて精算いたします。

# 5 月使用量パターン B

例) 3月使用量 15 ㎡、3月検針指示 0105、5月検針指示 0115 の場合



「エネアーク関東 ガス取次供給基本約款要綱 14.使用量の算定(5)」に基づく算定となります。